

もっと応援給付金支給事業

南越前町では、新型コロナウイルス感染症の拡大にともない、経営に影響を受けた町内の小規模事業者等（中小企業基本法上に規定されている中小企業及び個人事業主）に対し、給付金を支給いたします。



支給対象者

下記の（１）（２）のいずれにも該当する者

（１）町内に事業所を有し、主たる事業活動を町内で行う事業者で、次のアまたはイのいずれかに該当し、今後も町内で事業を継続する意思があること。

ア 個人事業主にあつては、町内で主に事業を行っていること。

イ 法人にあつては、主たる事務所が町内で登記されていること。

（２）国の一時支援金（新型コロナウイルス感染症の影響等により、令和３年１月、２月または３月の売上が令和元年または令和２年と比べ５０パーセント以上減少している者）または福井県版持続化給付金（新型コロナウイルス感染症の影響等により、令和２年の年間売上に給付金等を加えた額が、令和元年の年間売上に比べ１０パーセント以上減少している者）の支給を受けていること。

給付額

給付額は、１支給対象者に対し、１回限り１０万円。

申請手続き

（１）申請窓口 観光まちづくり課

（２）申請方法 南越前町役場まで郵送して頂くか、観光まちづくり課・今庄・河野事務所に、申請書および必要書類をご提出ください。

（３）申請期間 令和３年７月１５日（木）から１０月３１日（日）まで

（４）申請書および必要書類

ア 南越前町小規模事業者等もっと応援給付金申請（請求）書兼誓約書と給付金の振込先預金口座の通帳の写し （※１）

イ 国の一時支援金の給付通知書の写しまたは福井県版持続化給付金申請書の写しと振込が確認できる書類（通帳の写し等） （※２）



※１ 「南越前町小規模事業者等もっと応援給付金申請（請求）書兼誓約書」は、町ホームページからダウンロードできます。

※２ 通帳の写しとは、口座名義が分かる表紙および給付金の振り込みが確認できる部分の写しです。

■ 問合せ 観光まちづくり課 小規模事業者等もっと応援給付金係 ☎0778-47-8002